

愛知県豊田加茂総合庁舎整備事業

落札者決定基準

令和 4 年 11 月

愛知県

目次

第1章 総則	1
1 本書の位置づけ	1
第2章 落札者決定の概要	1
1 落札者の決定方法	1
2 審査の進め方	1
3 審査の体制	1
4 審査の手順	2
5 審査方法	3
(1) 資格審査	3
(2) 提案審査	3
6 落札者の決定	4
7 提案評価項目及び配点	5

第1章 総則

1 本書の位置づけ

この落札者決定基準（以下「本基準」という。）は、愛知県（以下「県」という。）が「愛知県豊田加茂総合庁舎整備事業」（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、総合評価点（技術評価項目の評価点と入札価格の評価点を合計したものをいう。）の最も高いものを落札者として決定するための方法や評価項目等を定めるものである。また、本基準は本事業の入札に参加しようとする者に交付する入札説明書と一体のものとする。

なお、本基準で使用する用語の定義は、同一の名称によって入札説明書において使用される用語の定義と同じものとする。

第2章 落札者決定の概要

1 落札者の決定方法

落札者の決定方法は、入札時に技術提案を求め、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式一般競争入札とする。落札者は、本基準に基づき、資格審査を行った上で、総合評価点の最も高いものをもって決定する。

2 審査の進め方

審査は、競争入札参加資格要件の充足を確認する「資格審査」と、提案内容を評価する「提案審査」の2段階にて実施する。なお、「提案審査」は、入札価格や本事業の基本的条件及び要求水準を満足しているか否かを確認する「基礎審査」と、提案内容の水準を様々な視点から総合的に評価する「総合評価」を行う。

3 審査の体制

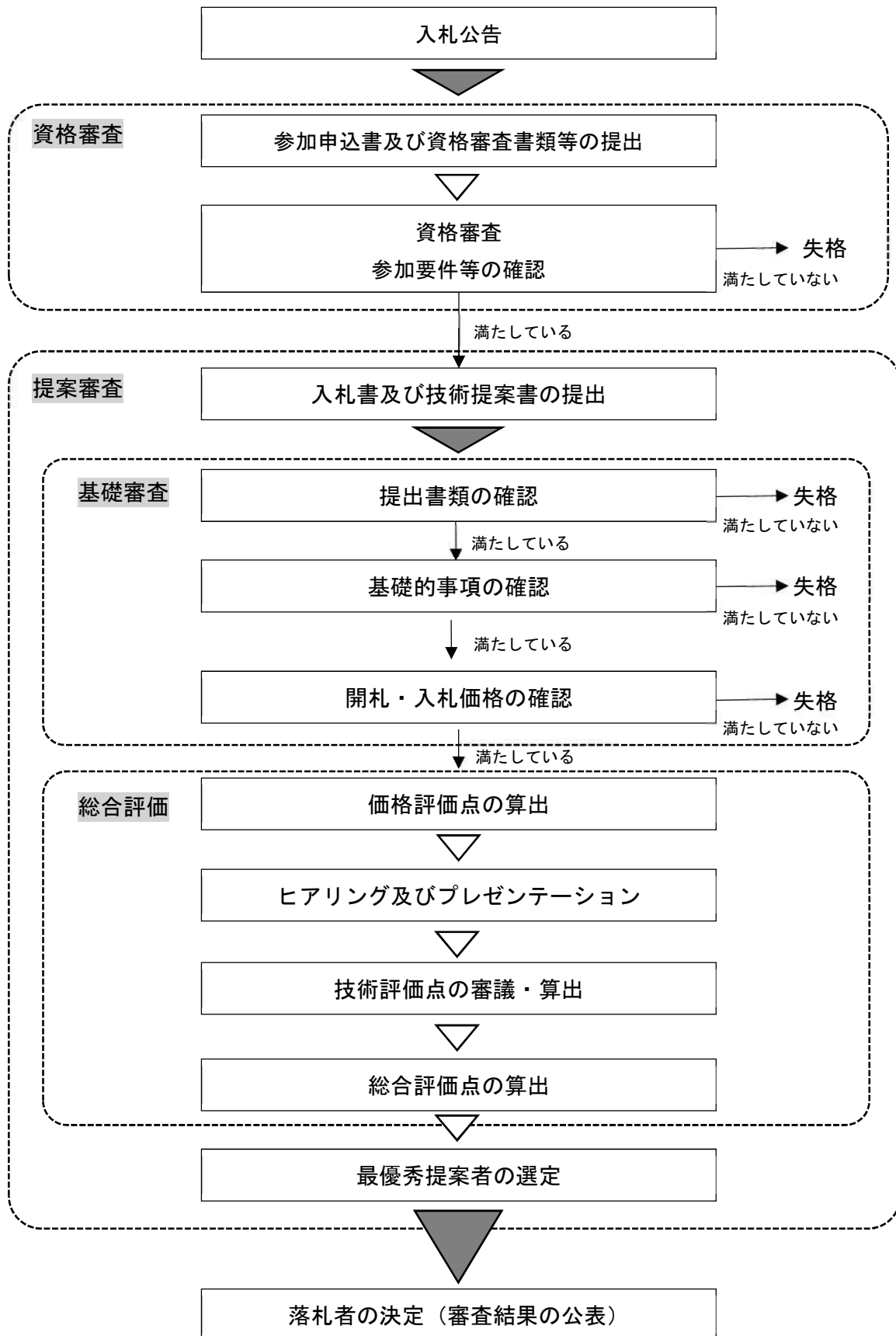
技術提案書の審査は、県が設置した愛知県豊田加茂総合庁舎整備事業に係る総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）において行う。なお、委員会は、入札参加者に対してヒアリングを行う。委員会は、以下4名の委員で構成される。（敬称略）

区分	氏名	所属・役職等（令和4年8月時点）
委員長	奥宮 正哉	公益財団法人名古屋産業科学研究所 上席研究員
委員	恒川 和久	名古屋大学大学院工学研究科 教授
	坂口 大史	日本福祉大学健康科学部 准教授
	石橋 聡	愛知県住宅供給公社 専務理事

なお、応募者が、落札者決定までに、委員会の委員に対し、接触等の働きかけを行った場合は応募者を失格とする。

4 審査の手順

審査の手順を以下に示す。



5 審査方法

(1) 資格審査

資格審査では、応募者からの応募申込書類（共同企業体の場合は企業体審査申請書等を含む。）をもとに、参加要件及び資格等の要件の具備を県において確認する。資格審査の結果、参加要件等を充足していない応募者は失格とする。

なお、資格審査に係る参加要件及び資格等は入札説明書に示す。

(2) 提案審査

①基礎審査

基礎審査では、入札参加者の提出書類が次の基礎審査項目を満たしていることを確認する。

ア 提出書類の確認

提出書類の確認項目は以下のとおり。提出書類に不備がある場合は失格とする。

確認項目	確認内容
提出書類の確認	提出を求めている書類が全て揃っているか。また、指定した様式に必要な事項が記載されているか。
提案内容の矛盾・齟齬	技術提案書全体において、同一事項に関する提案に矛盾あるいは齟齬がないか。

イ 基礎的事項の確認

技術提案書に記載された内容が、県の要求する水準に適合していることを「要求水準書」に基づき確認する。技術提案書の内容に県の要求する水準及び性能に満たさない事項がある場合は失格とする。

ウ 入札価格の確認

県は、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額が予定価格の範囲内にあることを確認する。入札価格に消費税及び地方消費税の額を加算した金額が予定価格の範囲内がない場合は失格とする。

②総合評価

ア 価格評価点の算出

入札価格に対して、以下の考え方に基づき得点化する。なお、満点は 30 点とし、算出された得点の小数点以下第 4 位を四捨五入し、小数点以下第 3 位までの数値とする。

$$\text{価格評価点} = 30 \text{ 点} \times (\text{入札参加者中最低の入札価格} / \text{各入札参加者の入札価格})$$

イ ヒアリング及びプレゼンテーション

技術提案書の審査に当たって、提案内容の確認のため、委員会委員によるヒアリング及び入札参加者によるプレゼンテーション（以下「ヒアリング等」という。）を行う。

ウ 技術評価の審議・算出

技術提案内容を以下の評価基準に基づき評価し、技術評価点を付与する。なお、満点は70点とする。技術評価点は、各委員の評価点の平均とし、算出された評価点の小数点以下第4位を四捨五入し、小数点以下第3位までの数値とする。

評価	評価内容	得点
A	特に優れている	配点×1.00
B	AとCの中間程度	配点×0.75
C	優れている	配点×0.50
D	CとEの中間程度	配点×0.25
E	要求水準を満たしている	配点×0.00

エ 最優秀提案者の選定

価格評価点（30点満点）と技術評価点（70点満点）を合計して総合評価点を算出し、総合評価点が最大となる提案を最優秀提案とする。

$$\text{総合評価点（100点満点）} = \text{価格評価点（30点満点）} + \text{技術評価点（70点満点）}$$

6 落札者の決定

落札者の決定方法は、予定価格の範囲内で入札（入札価格に消費税及び地方消費税の額を加算した金額）をした者のうち、総合評価点が最も高い提案を行った者を最優秀提案者として選定するとともに、その他の順位を決定する。

ただし、総合評価による点数の合計が最も高いものが複数ある場合には、技術評価点が最も高い提案を行った者を最優秀提案者として選定し、技術評価点が同点の場合は、技術提案書類「様式 4-2-4」に係る技術評価点が最も高い提案を行った者を最優秀提案者として選定する。また、技術提案書類「様式 4-2-4」に係る技術評価点が同点の場合は、委員会委員による合議により最優秀提案者を選定する。

県は、最優秀提案者を落札者として決定し、その結果を入札参加者に通知するとともに、入札参加者全ての評価点、評価内容を公表する。

なお、落札者が落札者決定時から事業契約締結までに、次の事由に該当した場合は失格とする。

- ① 本県との契約に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条、第8条第1項第1号若しくは第19条に違反し、公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。
- ② 本県との契約に関して賄賂、談合等著しく県との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。
- ③ 愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領に基づく排除措置を受けたとき。

落札者の事由により事業契約の締結に至らなかった場合は、総合評価の上位の者から順に落札者に契約交渉を行う。

7 提案評価項目及び配点

区分				配点	
[1] 技術評価				70 点	
大項目	中項目	様式	評価の主な観点	配点	
事業全体に関する評価 【様式 4-1】	事業実施の基本方針	4-1-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の考えを理解し、事業の取組姿勢、基本的な考え方が適切であるか。 ・ 本事業の目的や内容を理解した具体的な方針であるか。 ・ 業務実績や経験に基づく適切な方針であるか。 	4 点	18 点
	事業実施体制及び役割分担	4-1-2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の業務範囲（設計業務、工事監理業務、施工業務、移転支援業務）に対応した実施体制や企業間の連携方法が適切に計画されているか。 ・ 各担当者の役割が明確で、適切な人員配置となっているか。 ・ 業務毎にチェック機能が適切に機能する体制となっているか。 	6 点	
	事業スケジュール・工程管理・コスト管理	4-1-3	<ul style="list-style-type: none"> ・ DB 方式の特性を踏まえた適切なスケジュールとなっているか。 ・ 居ながら工事、移転、取壊し、環境整備への工事手順が明確に提案されており、かつ実現性があるか。 ・ 木材調達期間が適切に設定されているか。 ・ 工程管理や工期短縮、コスト管理に関する具体的な考え方や手法、提案が示されているか。 	6 点	
	地域経済への貢献	4-1-4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内企業との連携・協力、県産資材の活用等、地域経済への貢献に資する提案が示されているか。 	2 点	
設計業務に関する評価 【様式 4-2】	設計業務の実施方針及び実施体制	4-2-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の目的や内容（DB 方式による庁舎整備、木材利用等）にふさわしい実施体制となっているか。 ・ 本事業の目的や内容を理解した具体的な設計方針であるか。 ・ 設計業務の円滑な実施やモニタリング（要求水準の確保）に対する考え方や工夫が明確に示されているか。 	4 点	35 点
	県民の利便性の高い庁舎計画	4-2-2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来庁者の目的別動線を考慮した行き先のわかりやすい庁舎とするための考え方や工夫、提案が示されているか。 ・ 福祉相談センターを集約した利便性の高い庁舎とするための考え方や工夫、提案が示されているか。 	5 点	
	安全・安心な庁舎計画	4-2-3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災拠点となる庁舎として、浸水対策や防災性向上に向けた考え方や工夫、提案が示されているか。 ・ 障がい者・高齢者にやさしい庁舎として、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した考え方や工夫、提案が示されているか。 	5 点	
	県産木材を積極的に活用した庁舎計画	4-2-4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県を代表する木造庁舎とするための考え方や工夫、提案が示されているか。 ・ 県産木材の積極的な利用につながる考え方や工夫、提案が示されているか（県産木材の調達方法、総木材使用量 400 m³程度、県産木材使用率 等）。 ・ 県産木材の普及啓発に資する考え方や工夫、提案が示されているか。 ・ 木材利用にあたって防火・耐火に対する安全面とコスト面での合理的な考え方や工夫、提案が示されているか。 	10 点	

区分				配点	
[1] 技術評価				70 点	
大項目	中項目	様式	評価の主な観点	配点	
設計業務に関する評価 【様式 4-2】	新時代にふさわしい先導的・モデルとなる庁舎計画	4-2-5	<ul style="list-style-type: none"> SDGs や脱炭素社会の視点を加味したエネルギー性能の高い庁舎として、ライフサイクルコストの削減を考慮したうえで「ZEB Ready」の省エネ基準を満たすための考え方や工夫、提案が示されているか。 DX や働き方改革に柔軟に対応することのできる効率性の高い庁舎として、DX 推進やフリーアドレス、アクティブベースドワーキングの導入など、執務空間の向上に向けた働き方やレイアウト提案についての考え方や工夫が示されているか。また、移転支援業務においても具体的な考え方が示されているか。 	8 点	35 点
	独自性・付加提案	4-2-6	<ul style="list-style-type: none"> 上記のほか、本事業の目的や内容を踏まえ、より魅力的な総合庁舎とするための提案者独自の工夫や提案が示されているか。 	3 点	
施工業務に関する評価 【様式 4-3】	施工業務の実施方針及び実施体制	4-3-1	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の目的や内容（DB 方式による庁舎整備、木材利用等）にふさわしい施工体制となっているか。 本事業の目的や内容を理解した具体的な施工業務の方針が示されているか。 	4 点	17 点
	施工計画	4-3-2	<ul style="list-style-type: none"> 事業対象地の立地・敷地条件や建築条件を踏まえた、居ながら工事を適切に実施するための工法・工事手順に関する考え方や工夫、提案が示されているか。 来庁者、職員、周辺住民等に配慮した安全対策、動線計画、騒音対策及び利便性の確保について考え方や工夫、提案が示されているか。 別途発注業務との調整方法等について考え方や工夫、提案が示されているか。 	6 点	
	施工段階での品質・リスク管理	4-3-3	<ul style="list-style-type: none"> 施工業務の円滑な実施や品質管理、工事監理の独立性、モニタリング・セルフチェック機能（要求水準及び技術提案内容の確保）に対する考え方や工夫、提案が示されているか。 特に、木造建築に係る品質管理手法について考え方や工夫、提案が示されているか。 施工段階で発生するリスクを想定し、そのリスク管理に対する考え方や工夫、提案が示されているか。 	7 点	
区分				配点	
[2] 価格評価			30 点×（入札参加者中最低の入札価格／各入札参加者の入札価格）	30 点	